

(参考)

バーゼル条約及びバーゼル法について

(1) バーゼル条約及びバーゼル法の概要

1980年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として、有害廃棄物の国境を越える移動の問題は、先進国だけでなく、途上国をも含んだ地球規模での対応が必要な問題（いわゆる地球的問題のひとつ）であると認識されるようになった。

このような問題に対処するため、UNEP（国連環境計画）を中心に国際的なルール作りが行われ、1989年（平成元年）3月、有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、また不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）が採択された。

バーゼル条約の批准国は、1992年（平成4年）2月5日に条約の発効要件である20カ国に達し、条約は3ヶ月後の同年5月5日に発効した。（2009年3月現在、171カ国1機関が批准／別紙1）

----- バーゼル条約の概要 -----

- ① この条約に特定する廃棄物（「有害廃棄物及びその他の廃棄物」）の輸出には、輸入国（通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む。）の書面による同意を要する。
- ② 締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に押さえ、廃棄物の国内処分施設を確保する等の措置により、廃棄物の国内処分を促進する。
- ③ 廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。
- ④ 非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。
- ⑤ 廃棄物の南極地域への輸出を禁止する。
- ⑥ 廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる。
- ⑦ 国境を越える廃棄物の移動には、条約の定める移動書類の添付を要する。
- ⑧ 廃棄物の国境を越える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は、廃棄物の引取りを含む適当な措置を取る。
- ⑨ 廃棄物の国境を越える移動が発生者又は輸出者による不法取引によって行われた場合、輸出国は廃棄物の引取りを含む適当な措置をとる。
- ⑩ 締約国は、廃棄物の処理を環境上健全な方法で行うため、主として開発途上国に対して、技術その他の国際協力を行う。
- ⑪ 条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を超える移動に関する二国間又は多数国間の取決めを結ぶことができる。

* 日本は、OECD諸国間で取決めを締結

我が国では、バーゼル条約を実施するために、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）を制定。同法は平成 4 年 12 月 16 日に公布され、平成 5 年 12 月 16 日に施行された。（別紙 2）

（2）特定有害廃棄物等の輸出入の手続き

バーゼル法の規制対象となる廃棄物等（以下「特定有害廃棄物等」という。）を輸出入しようとする場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要である。

① 輸出手続（別紙 3）

- 経済産業大臣は、輸出者から特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、その写しを環境大臣に送付する。
- 環境大臣は、輸出先国及び通過国に対し、書面による事前通告を送付する。
- 環境大臣が輸出先国等から同意の回答を得るとともに、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した上で、経済産業大臣は、輸出者に対し、輸出を承認する。
- 経済産業大臣は、輸出の承認をしたときは、速やかに、輸出者に対し輸出移動書類を交付する。

② 輸入手続（別紙 4）

- 環境大臣は、輸出国から特定有害廃棄物等の我が国への輸出について書面による通告を受領したときは、その写しを経済産業大臣に送付するとともに、バーゼル法に基づき環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し説明を求め、意見を述べることができる。
- 環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認の回答を受けたときは、その旨を輸出国に通告する。
- 経済産業大臣は、輸入の承認をした場合において、承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類の内容が通告の内容と一致することを確認の上、速やかに、輸入者に対し輸入移動書類を交付する。